別添２

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰候補者推薦要領

平成 14 年 1 月 8 日
内閣府政策統括官(総合企画調整担当)決定
平成 15 年 3 月 31 日
一部改正
平成 16 年 3 月 31 日
一部改正
平成 19 年 6 月 25 日
一部改正
平成 20 年３月 31 日
一部改正
平成 22 年４月 28 日
一部改正

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の推薦の範囲及び手続については、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰要領」(平成 13 年 11 月 6 日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)に定めるところのほか、下記により行う。

記

1. 推薦の範囲

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰要領」２の「表彰の対象」の規定に該当すると考えられる個人又は団体とし、推薦に際しては、「表彰対象として想定される代表的事例」を参考にすることとする。

2. 推薦の手続

(1) 各都道府県、指定都市、関係府省は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)からの推薦依頼に基づき、候補者の推薦を行うものとする。推薦件数は、都道府県・指定都市にあっては、個人及び団体を通じて５件以内とする。

なお、推薦に当たっては、以下の点を考慮することとする。

・都道府県・指定都市が推薦する対象は、原則として、その取組の範囲が当該地域を中心とするものとする。

・各府省が推薦する対象は、その取組が各府省の所掌に関するものであって、原則として、その取組の範囲及び効果が複数の都道府県又は全国に及ぶものとする。

(2) 毎年、推薦依頼を行うに当たり、推薦の期日を定めることとする。

(3) 推薦に際しては、推薦される者の経歴、表彰の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、都道府県知事、指定都市の市長、関係大臣又はこれらに準ずる者等から表彰を受けた者を推薦する場合は、当該表彰の関係規程及び実施状況を添付することとする。

(4) 叙勲、褒章（紺綬褒章を除く。）又は内閣総理大臣表彰を受賞した個人又は団体は、本表彰の対象とはしない。

また、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進又は関連分野において既に大臣表彰を受賞した個人又は団体については、受賞から３年を経過し、更に功績が積み重なっていることが明らかである場合を除き、内閣総理大臣表彰のみの候補者として推薦するものとする。